

〔文例1〕

家内労働の委託をしている委託者の方へ

「委託状況届」は4月30日までに提出してください

家内労働者へ仕事（内職等）を委託している委託者の方は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

これは、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、所轄労働基準監督署を通じて東京労働局に届け出るものです。用紙は最寄りの労働基準監督署で入手又は以下の東京労働局ホームページからダウンロードし、4月30日までに提出してください。（令和2年12月25日付けで「委託状況届」の様式が改定されています。）

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは、材料の提供を受けて、他人を使わず、同居の親族だけで物の製造・加工を行い、工賃を得ている人をいいますので、宛名書き等のような事務の代行及びホームページの構築など物の加工を伴わない委託を受けている人は、「家内労働者」に該当しません。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課家内労働係（03-3512-1614）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

東京労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/chingin_kanairoudou/_121062.html



〔文例2〕

家内労働の「委託状況届」は4月30日までに

家内労働者へ仕事（内職等）を委託している委託者の方は、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、「委託状況届」を労働基準監督署に提出することが義務付けられています。4月30日までに提出してください。（令和2年12月25日付けで「委託状況届」の様式が改定されています。）

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課家内労働係（03-3512-1614）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

東京労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/chingin_kanairoudou/_121062.html

